

しんかんきょう

公益社団法人神奈川県環境保全協議会

2021. 6
第 145 号



「初夏の円覚寺」 Photo By Masao Maida

- 第 9 回定時総会の開催報告
- 神奈川県の主な環境施策 ～最近の取組～
- 会員事業所の受賞報告（県西地域県政総合センター所長表彰、環境保全表彰（会長表彰））
- 業界団体からの情報提供 ～フロンの適正管理～
- わがお国自慢は、静岡県富士市の魅力を P R

私たちは、全てのステークホルダーと共に 資源を創造し、持続可能な未来を目指します。



リサイクル再資源化事業



混合廃棄物資源化事業



ASAHI



収集運搬事業



清掃・メンテナンスサービス事業

明日へ、旭と。~Challenge the Circulation~

株式会社 旭商会

○ 本社 神奈川県相模原市中央区宮下本町3丁目28番14号
● ソリューション・プラザ 神奈川県相模原市緑区下九沢2096番地1
● 第1エコ・プラザ 神奈川県相模原市緑区橋本台2丁目13番7
TEL : 042-771-3558 FAX : 042-774-8150

産業廃棄物熱回収施設設置者 優良産廃処理業者認定制度適合
ISO14001認証取得 産廃エキスパート、専門性評価基準適合



株式会社 旭商会は
持続可能な開発目標 (SDGs) を支援しています。

弊社ホームページ
<http://www.asahi-shoukai.co.jp>

株式会社 旭商会

検索



会報 しんかんきょう も く じ

2021年 6 月 No.145

1	会長就任あいさつ	2
	公益社団法人神奈川県環境保全協議会 会長 久松太久司	
2	副会長就任あいさつ	3
	公益社団法人神奈川県環境保全協議会 副会長 川島 敦	
3	就任のごあいさつ	4
	神奈川県環境農政局長 鈴木真由美	
4	神奈川県の子な環境施策 ～最新のと組～	5
5	第9回定時総会のお催について	
	(1) お催概要	6
	(2) 新役員名簿	8
	(3) 2021年度事業計画	9
6	会員事業所の受賞報告について	10
7	法令・行政の動向	
	(1) 神奈川県の再生可能エネルギーの利用拡大に向けたと組について	12
	神奈川県環境農政局環境部環境計画課	
	(2) アスベストの飛散防止対策について	14
	— 神奈川県生活環境の保全等に関する条例の改正概要 —	
	神奈川県環境農政局環境部大気水質課	
	(3) ポリ塩化ビフェニル廃棄物等の期限内処理に向けて	18
	神奈川県環境農政局環境部資源循環推進課	
8	業界団体からの情報提供 ～フロンのお正管理～	20
	(一財) 日本冷媒・環境保全機構	
9	事務局からのお知らせ	22
10	わがお国自慢／事務局だより	24

会長就任あいさつ



公益社団法人 神奈川県環境保全協議会

会長 久松 太久司

(日産自動車(株)追浜工場 理事工場長)

このたび、第9回定時総会及び臨時理事会において、公益社団法人神奈川県環境保全協議会の会長に就任し、皆様と共に協議会の運営、事業活動に携わらせていただくことになりました。

不慣れではございますが、会員皆様のご協力をいただきながら、これまで同様に神奈川県環境保全活動の推進に貢献していきたいと思っております。

さて、私どもの協議会ですが、昭和53年に任意団体として発足。その後、法人格を取得、平成25年には公益法人の認可を取得して、会員事業書の皆様と共に公益目的事業にも積極的に取り組み、神奈川県内の環境保全の向上に貢献していると伺っています。

歴史と実績のある協議会ですが、会の発足以降、日産自動車の工場長が会長に就任、私で20代目と伺っています。ここに、協議会の歴史深さを感じる一方で、協議会を代表する会長としての責任を痛感したところですが、こうしたご縁今後も協議会の発展のために尽力してまいります。

昨年から続く新型コロナの影響で、皆様の事業活動にも多大な影響が出ているものと察します。当協議会の運営も、会員の皆様とのコミュニケーションが困難な状況になっており、従来の人と人との繋がりを大切にしたい事業活動が実行できず、ご迷惑をお掛けしております。

ワクチンの大規模接種が始まり、企業や学校での接種も広がりを見せており、長いトンネルの出口がようやく見えつつあるのかもしれませんが。

環境に関する最近の動向ですが、SDGsは様々なメディアでも取り上げられるようになりました。持続可能な開発目標として、2030年までの長期的な開発指針として17の目標が定められましたが、13番目の「気候変動に具体的な対策を」は我々が事業活動を行ううえで日々の取り組みが求められる目標です。

昨年のG20サミットで、菅首相は2050年までに温室効果ガスの排出量を実質ゼロとし脱炭素化社会を実現すると宣言され、経済と環境の好循環を成長戦略の柱に掲げ「グリーン社会」の実現に向けて努力すると述べられました。これを受けて各企業も具体的な実行計画を策定中と思っておりますが、まさにSDGsの13番目の目標が喫緊の課題となっております。

WithコロナからAfterコロナの社会に向けて少しずつ動き出していると思っておりますが、協議会活動も本来の姿である他業種間の相互訪問や情報交換など充実した活動に戻ること、また、会員の皆様の益々のご発展、ご健勝を祈念し就任の挨拶とさせていただきます。

副会長就任あいさつ



公益社団法人 神奈川県環境保全協議会

副会長 川 島 敦

(富士フィルム(株) 材料生産本部)
神奈川事業場長 兼 技術革新ユニット長

この度、公益社団法人神奈川県環境保全協議会の副会長に就任し、皆様と共に協議会の事業運営に携わらせていただくこととなりました、富士フィルム神奈川事業場の川島敦と申します。

日本政府の「温室効果ガスの排出量を2050年までに実質ゼロにする」、いわゆるゼロエミッション宣言に伴い、私ども企業も事業形態の転換が迫られており、環境保全活動も様々な専門性の高い、高度な知識が必要とされてきています。

廃棄物発生量削減と処理技術の開発、カーボンニュートラル実現の為の再生可能エネルギー導入、製品ライフサイクルでCO₂排出削減、水素燃料等、燃料の脱炭素化のシナリオ策定やそのための技術監視・技術評価等、枚挙にいとまがありません。これらの課題を推進する上では、これら多様化した環境保全技術に長けた人材の育成が必須な状況となっております。

またこのような時流を捉え、時代を先取りしてSDGsの実施・達成に多くの企業の製品、サービスの参画が予測され、市場機会も莫大になると思われ、環境に対する関心、ニーズはますます高まるものと思われれます。

そんな中、多くの大都市と豊かな自然環境を併せ持つ神奈川県の中で活動する神奈川県環境保全協議会と致しましては、これまで実施してきた工場、事業場における公害の防止、及び廃棄物の適正な処理等に関する知識と技術の普及を通じて、地球環境の保全活動の一助となる活動を継続すべく、会員企業の皆様や行政の皆様と共に取り組んで行くことが責務だと感じております。

一方長引くコロナ禍において、東京オリンピックの延期に代表される様に、様々な活動に大きな制約がかかっている現実があり、それは私共協議会の活動も例外ではありません。ワクチン接種や治療薬の開発による一刻も早い収束を祈っておりますが、この状況がある程度継続する可能性もございます。どんな状況であってもポジティブな思考を持ち、それに即した活動を検討する事で、神奈川の環境づくりの一助となれる様取り組んで参りたいと思っております。今後とも宜しくお願い致します。

就任のごあいさつ



神奈川県環境農政局長 鈴木 真由美

公益社団法人神奈川県環境保全協議会の皆様には、日ごろから本県の環境行政の推進にご理解、ご協力をいただいております。心からお礼申し上げます。

神奈川県は、首都圏の一角に位置しながら豊かな自然に囲まれ、良好な環境に恵まれています。この環境を保全するとともに、次世代に着実に引き継いでいかなければならない中で、神奈川県環境保全協議会の皆様とともに神奈川の環境保全に取り組んでいけることを大変心強く感じております。

さて、県では、「次世代につなぐ、いのち輝く環境づくり」を基本目標とした「神奈川県環境基本計画」を平成28年3月に策定し、この目標を達成するために「持続可能な社会の形成」「豊かな地域環境の保全」「神奈川のチカラとの協働・連携」の3つの分野を設定して、地球温暖化対策、資源の循環的利用、廃棄物の適正処理を推進するとともに、生物多様性の保全、水源環境・生活環境の保全など様々な環境保全対策に取り組んでいます。

こうした中、国は、昨年10月、2050年までに、温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする「2050年脱炭素社会の実現」を目指すことを宣言しました。また、本年4月の気候サミットでは、2030年度における温室効果ガスを2013年度から46%削減することを目指し、さらに、50%の高みに向け、挑戦を続ける決意を表明しました。本県としても、再生可能エネルギーの利用拡大や省エネルギー対策等の取組を一層強化するとともに、県民の皆様へ脱炭素型ライフスタイルへの転換を促すことで、経済・社会の大きな変革につながるよう、この神奈川県から率先して脱炭素社会の実現に向けた取組を進めていきます。

また、同様に地球規模の課題として、プラスチックごみによる海洋汚染問題があります。レジ袋の有料化や、プラスチックに係る資源循環を促進する新法の制定など、プラスチックを取り巻く状況が大きく変化しようとしている中、いち早くSDGs未来都市に選定された本県では、平成30年9月4日に「かながわプラごみゼロ宣言」を発し、昨年3月にはその行動計画である「かながわプラごみゼロ宣言アクションプログラム」を策定し、ワンウェイプラの削減やプラスチックごみの再生利用の推進等に取り組んでいるところです。

今後とも、SDGs先進県として、全国の先頭に立ち、県民、NPO、企業等の皆様と連携・協働しながら、県の取組をさらに深化させ、神奈川の環境保全を図っていきたく思いますので、引き続き、皆様方におかれましては、環境保全の取組の牽引役として一層のお力添えを賜りますようお願い申し上げます。

結びに、公益社団法人神奈川県環境保全協議会のますますのご発展と、会員の皆様のご活躍をお祈り申し上げまして、就任のあいさつとさせていただきます。

神奈川県的主要環境施策 ～最近の取組～

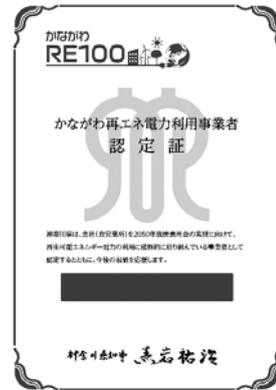
「2050年脱炭素社会の実現」に向けた取組

▶ 再生可能エネルギーの利用拡大



(企業向け)

- **かながわ再エネ電力利用応援プロジェクト**
県内企業等の再エネ電力利用を促進するため、県ホームページで各小売電気事業者による「再エネ電力^(※)プラン」を紹介しています。
※ 太陽光発電等再生可能エネルギーにより発電された電力
- **かながわ再エネオークション**
再エネ電力を適切な価格で調達できるよう、県内企業等が「リバースオークション」(せり下げ方式の入札)を活用できるホームページを開発しています((株)エナーバンクとの連携事業)。
▷▷▷ これらの取組により、
再エネ電力に切り替えた県内企業等には、県から「かながわ再エネ電力利用事業者認定証」を交付しています。



(認定証見本)

(家庭向け)

- **みんなでいっしょに自然の電気キャンペーン**
再エネ電力を希望者みんなで共同購入し、価格を低減するキャンペーンです。
専用ホームページからの申し込みで、電力プランの選択や見積も簡単に行えます(現在は募集期間外。令和3年度も実施予定)。

▶ 省エネルギー対策

(企業向け)

- **中小企業向け省エネ診断(無料診断)**
専門家であるエネルギー管理士が、事業所・テナントビルを訪問し、省エネ対策を提案しています。

(家庭向け)

- **省エネDIYの促進**
自分でできる住宅の省エネリフォーム関係用品(窓用断熱フィルムなど)を紹介しています。
- **家電買替の促進**
冷蔵庫及びエアコンについて、省エネ機能の高い製品への買替を促進しています。

「プラごみゼロ」に向けた取組 ～かながわプラごみゼロ宣言アクションプログラム～

▶ ワンウェイ(使い捨て)プラの削減

県内の市町村、スーパーなどの企業や生協・農協などの団体が構成する「神奈川県ワンウェイプラ削減実行委員会」を令和2年7月に設置しました。ワンウェイプラの削減を、構成員と連携・協力して推進します。

- ワンウェイプラの店頭回収の推進
- プラ製容器の削減
- 代替素材への転換



▶ プラごみの再生利用の推進

清涼飲料業界・廃棄物処理業界・市町村等と連携して、ペットボトルからペットボトルへの再生利用を推進します。令和2年3月には、「かながわペットボトルモデル事業推進コンソーシアム」を発足しました。

- ペットボトル3分別(ボトル・ラベル・キャップ)の推進
- 回収からリサイクル処理までの効率的な仕組みの検証



(コンソーシアム発足式)

▶ クリーン活動の拡大等

行政、市民団体、企業によるクリーン活動の拡大を推進します。

第9回定時総会の開催について

開催概要

例年開催している定時総会ですが、新型コロナウイルス感染防止のため、昨年に引き続き、通常とは異なる開催方法により、5月24日に「第9回定時総会」を開催させていただきました。

会員の皆様からは、当日参加に代えて、事前にお送りした議案に対して議決権を行使していただくという形で参加をお願いしたところ、正会員255事業所（2020年度末時点）中、209事業所の皆様から議決権行使書を提出していただきました。

皆様のご理解とご協力により、円滑に総会議事の審議ができました。ご協力に感謝申し上げます。総会の開催概要について報告をさせていただきます。

1 第9回定時総会の開催日時及び場所

- (1) 開催日時 2021年5月24日（月） 14時～14時30分
- (2) 開催場所 万国橋会議センター 4階 404会議室（横浜市中区海岸通4-23）

2 総会出席者

会員事業所からの出席者（3名）

- 日産自動車株式会社追浜工場工場長 久松太久司 氏
- 富士フイルム株式会社神奈川事業場長 川島 敦 氏
- 株式会社旭商会 代表取締役会長 根本 敏子 氏（監事）

事務局（2名）

- 塩谷常務理事兼事務局長及び山崎主査

3 内容

塩谷常務理事の宣言により開会、定足数が、正会員総数の過半数に達しており、定款第18条の規定により、本総会が成立する旨の報告が行われました。

【議案審議】塩谷常務理事が議長となって提案議案の審議が行われました。

- 「第1号議案 2020年度事業報告について」及び「第2号議案 2020年度収支決算報告及び会計監査報告について」は、関連することから、一括説明を行い、その後に根本監事から監査報告が行われました。

両議案について審議した結果、「第1号議案」及び「第2号議案」共に、出席会員3、議決権行使209の合計212の賛成により、承認となりました。

- 続いて、「第3号議案 役員を選任について」も審議の結果、合計212の賛成により、承認となりました。

なお、新たな役員名簿は8ページに掲載していますのでご参照ください。

【報告事項】続いて報告事項として、3つの事項について報告が行われました。

- 報告事項1では、事前に開催（書面）した臨時理事会で決定した会長及び副会長について、事務局から報告が行われました。

会 長 日産自動車株式会社追浜工場工場長 久松太久司 氏
副会長 富士フイルム株式会社神奈川事業場長 川島 敦 氏

- 続いて報告事項2及び3ですが、既に3月の理事会で承認済みの「2021年度事業計画」及び「2021年度収支予算」について事務局から説明が行われました。この中で、特に、「2021年度の事業計画」では、新型コロナウイルス感染症対策を考慮して研修会開催見直しを行ったこと、また、ホームページによる情報提供を充実していくことなどの補足説明がありました。

「2021年度事業計画」は9ページに掲載していますのでご覧ください。また、新年度事業の見直し内容等に関する詳しい説明は、「事務局からのお知らせ」として22ページと23ページに掲載していますので、併せてご参照ください。

なお、新年度事業の詳細な実施内容につきましては、決まり次第ホームページでお知らせするとともに事前に登録していただいているメールでも並行してお知らせいたします。



新 役 員 名 簿

役 職 名	所 属	氏 名
代表理事会長	日産自動車(株)追浜工場	久松 太久司
代表理事副会長	富士フイルム(株)材料生産本部	川島 敦
常 務 理 事	(公社)神奈川県環境保全協議会	塩谷 映雄
理 事	(株)オカムラ生産本部追浜事業所	菱沼 博幸
理 事	三菱電機(株)鎌倉製作所	小松 秀一
理 事	中外製薬(株)鎌倉事業所	岸 靖浩
理 事	アマノ(株)相模原事業所	山口 健
理 事	アンリツ(株)	佐藤 勝史
理 事	ソニーグループ(株)厚木テクノロジーセンター	加賀谷 努
理 事	芝浦機械(株)相模工場	渡邊 浩司
理 事	トピー工業(株)綾瀬製造所	村田 啓
理 事	日立Astemo(株)厚木工場	金川 博俊
理 事	いすゞ自動車(株)藤沢工場	森 淳美
理 事	市光工業(株)ライティング事業本部伊勢原製造所	岸本 友介
理 事	関西ペイント(株)平塚事業所	佐藤 裕稔
理 事	JX金属(株)倉見工場	稲田 秀樹
理 事	田中貴金属工業(株)化学回収カンパニー湘南工場	橋本 一郎
理 事	日産車体(株)	鎌田 秀行
理 事	(株)日立製作所ITプロダクツ統括本部	高橋 毅
理 事	花王(株)小田原事業場	佐藤 克孝
理 事	(株)クボタケミックス小田原工場	南場 徹也
理 事	三菱ケミカルハイテクニカ(株)小田原テクノセンター	川 裕司
理 事	富士フイルムビジネスイノベーション(株)竹松事業所	江口 敦彦
監 事	(株)さんこうどう	川上 彰久
監 事	(株)旭商会	根本 敏子

2021年度事業計画

1 事業推進の基本方針

多様化する環境課題に対処するため、公害防止、廃棄物の適正処理ほか環境保全活動促進に必要な技術・知識普及と会員事業所が保有する技術の水平展開など、会員向けの情報提供の充実に努める。

事業の推進に当たっては、リモート開催を取り入れることなどにより、新型コロナウイルスの感染予防に努めるとともに、利便性に配慮することでより多くの方の参加につなげる。

2 事業計画

凡 例： 共益事業 公益事業及び公益・共益事業が混在

事業名		実施内容
1	総会	ア 日時 2021年5月24日(月) イ 場所 万国橋会議センター ウ 議事 第1号議案 2020年度事業報告 第2号議案 2020年度収支決算報告及び会計監査報告 第3号議案 役員の選任について
2	会議	(1) 理事会 3回(4月(通常)、5月(臨時)、11月(臨時)、3月(通常)) (2) 総務委員会 2回(11月、3月) (3) 企画教育委員会 3回(6月、11月、3月) (4) 広報委員会 2回(6月、8月)
3	地区部会関係活動事業	地区部会活動の活性化及び協議会運営に対する意見集約 時期：1月～2月 目的：地区ごとの意見を集約し協議会運営に反映
4	環境保全研修会	公害防止管理者、ISO事務局員等を対象に開催 ○ 年3回 各15名程度 前期分：7月～8月頃、10月～11月頃 後期分：2月～3月頃(行政講師)
5	ISO内部環境監査員養成研修会	ISO14001内部環境監査員の養成のための研修 2日間コース(6～7月頃) 定員20名
6	環境実務担当者新任研修	環境関連法令に対する基礎的な理解促進(1日の日程) 年1回 10月頃 定員20名
7	環境保全アドバイザー派遣事業	事業所の要請を受けた技術支援や企業内研修への講師派遣 要請に応じて随時派遣
8	会報の発行	協議会情報、環境保全関連情報の提供 発行時期 6月～7月 440部
9	ホームページで情報提供	会員情報、行政情報など随時ホームページで提供する。
10	表示板・印刷物等の発行、頒布	「神奈川県生活環境の保全等に関する条例」で定める「環境管理事業所、指定事業所の表示板」を依頼に基づき製作し頒布する。
11	環境保全表彰	環境保全の自主管理を進め、その実績が優れていると認められる事業所・個人を表彰する。
12	関係行政機関・団体との連携・協力事業	県・市町村の施策推進への協力、また、関係団体の行事への参加など、行政関連団体と連携、協力した取組を推進する。

会員事業所の受賞報告について

協議会事務局

神奈川県が主催する「令和3年度神奈川県環境保全功労者・工業保安功労者県西地域県政総合センター所長表彰」及び当協議会会長による「環境保全表彰」の受賞報告をいたします。受賞者の皆様、このたびは、誠にありがとうございます。

◇ 神奈川県環境保全功労者・工業保安功労者県西地域県政総合センター所長表彰 ◇

シンコー技研株式会社 山北工場（大気・水・土壌環境保全功労）
（環境保全対策への取組の状況）

- ・2002年の操業時から一貫してファインケミカルの研究開発及び製造に取り組んでいます。化学工業という環境負荷が高い業種であるとの認識の下で、安全衛生グループが中心になって、始業前の設備点検、月2回の4S活動などに取り組み、事故防止や環境負荷の低減に努めています。
- ・施設整備面では、スクラバー脱臭塔、変電設備、廃水タンク、緊急ピットなどの充実に努めるとともに工業団地内道路の草刈りなどの地域活動にも取り組んでいます。
- ・また、危険物の安全管理が模範的であるとして、「小田原・あしがら防火安全協会」から表彰を受けています。

（県西地域県政総合センターにおける審査）

環境保全対策を充実するための施設整備・点検に継続して取り組み、環境負荷の低減と事故防止に努めている。また、地域道路の草刈りなど地域の環境保全向上のための活動に積極的に取り組んでいるとの評価をいただきました。

◇ （公社）神奈川県環境保全協議会 環境保全表彰（当協議会会長表彰） ◇

団体表彰は「学校法人幾徳学園 神奈川工科大学」、「株式会社サニクリーン東京湘南工場」及び「松田産業株式会社」の3事業所が、また、個人表彰は、佐藤裕稔氏（協議会理事：関西ペイント株式会社平塚事業所）及び佐藤勝彦氏（協議会県西地区部会幹事：日本製紙クレシア株式会社開成工場）の2名が受賞しました。

【表彰者の功績等の紹介】

学校法人幾徳学園 神奈川工科大学（1991年入会：厚木市下荻野）

1962年幾徳学園を設立、1975年には幾徳工業大学を開校、従前からの安全・環境対応組織に加え、2008年からは「ECO推進室」を設けて「ECO活動宣言」を行い、学生及び教職員全学を挙げてのECO・環境活動に取り組んでいます。

廃天ぷら油を回収してバイオディーゼル燃料を精製、2008年の北海道洞爺湖サミットイベント駅伝大会では、先導車両等への燃料提供や学生による運営サポートを実施しました。また、2016年からは、神奈川県との協働活動として、「レジ袋削減キャンペーン」を大学内及び神奈川県内のスーパーマーケット等で実施しています。

株式会社サニクリーン東京 湘南工場（1998年入会：寒川町倉見）

1962年に東京都大田区に設立。1965年に本社及び工場を川崎市菅生（現宮前区）に移転。1974年の湘南工場完成により、川崎工場を移転しました。業態は、ダストコントロール商品（玄関マット・モップ）の洗濯加工及び出荷・環境衛生商品の入出荷などです。2003年にISO14001の認証を取得、代表取締役の下に環境管理責任者、生産本部責任者等を配置して、徹底した環境管理活動が進められています。ダストコントロール事業の推進、廃棄物自主管理事業の推進、各種研修会等への積極的参加、月1回の地域清掃活動参加などに取り組んでいます。

松田産業株式会社（2003年入会：横浜市都筑区）

1951年に会社設立。2000年に厚木市内の内陸工業団地内に産業廃棄物の積替保管及び処分許可を有する神奈川営業所を開設、その後の2017年には横浜市都筑区の現在地に移転しています。1999年にISO14001、2006年にISO9001の認証を取得して、事業推進や品質管理と連動した環境管理体制の構築・運営をしています。

環境負荷の低減と循環型社会の構築に向けて、総エネルギー使用量・水使用量の低減、水排出量・CO₂排出量の低減、廃棄物発生量の低減及びリサイクル率の向上、排水や排ガス中の有害物質に関する法規制より厳しい自主基準設定による管理などに取り組んでいます。

佐藤 裕稔 氏（個人表彰）

2011年から関西ペイント株式会社平塚事業所及び隣接する開発センターの環境管理及び安全管理に携わっています。同社では、環境管理責任者の補佐役として自社の業務に誠実に取り組むとともに近隣の工業団地をはじめ平塚市内の企業とも連携して様々な取組を進めています。また、環境関連業務を所管する行政機関との調整責任者としても力を発揮しています。

2017年には「神奈川県危険物安全協会連合会会長表彰」及び「神奈川県労務安全衛生協会平塚支部支部長表彰」を受賞するなど、外部団体からもその功績に関して高い評価を得ています。

佐藤 勝彦 氏（個人表彰）

1978年から、大気、水質等の環境関係業務を担当、また、2003年からは公害防止関連業及びISO14001事務局として、公害防止業務のほか環境管理業務など、広範な業務を担当して同社の実績向上に尽力しています。

また、2008年からは、当協議会の県西地区部会幹事として、地区部会活動にも参画、協議会事業の推進に貢献しています。

また、環境関連の分野以外においても、2018年に「神奈川県青少年指導員表彰」、また、2020年には「神奈川県青少年育成活動推進者表彰」を受賞するなど、神奈川県の青少年育成活動への貢献についても高い評価を得ています。





神奈川県再生可能エネルギーの利用拡大に向けた取組について

神奈川県環境農政局環境部環境計画課

1 2050年脱炭素化を巡る動き

近年、世界各地で記録的な熱波、森林火災、大雨・洪水などが発生しています。県内でも熱中症搬送者数が増加するとともに令和元年の台風第15号及び第19号に見られる大規模な風水害が生じています。一つひとつの気象現象・災害と地球温暖化をはじめとする気候変動との関係は明らかではありませんが、今後、地球温暖化が進行していくと、猛暑や豪雨災害のリスクが更に高まることが予想されています。

こうした中、気候変動に関する政府間パネル (IPCC) は、パリ協定で求められている1.5 努力目標を達成するためには、2050年頃には世界の二酸化炭素排出量を実質ゼロ (脱炭素) にする必要があるとの見解を示しました。これを受けて、「脱炭素」は国際社会の潮流となっており、我が国では令和2年10月に「2050年脱炭素社会の実現」を表明し、また、既に400近くの自治体も同様の表明をしています。これに先立つこと令和元年11月、本県では国に先駆けて「2050年脱炭素社会の実現」を表明しており、令和2年2月に発表した「かながわ気候非常事態宣言」にも「脱炭素」を柱の一つとして位置付け、再生可能エネルギーの導入・利用及び省エネルギー対策などを推進しています。

2 県の主な取組 (企業向け)

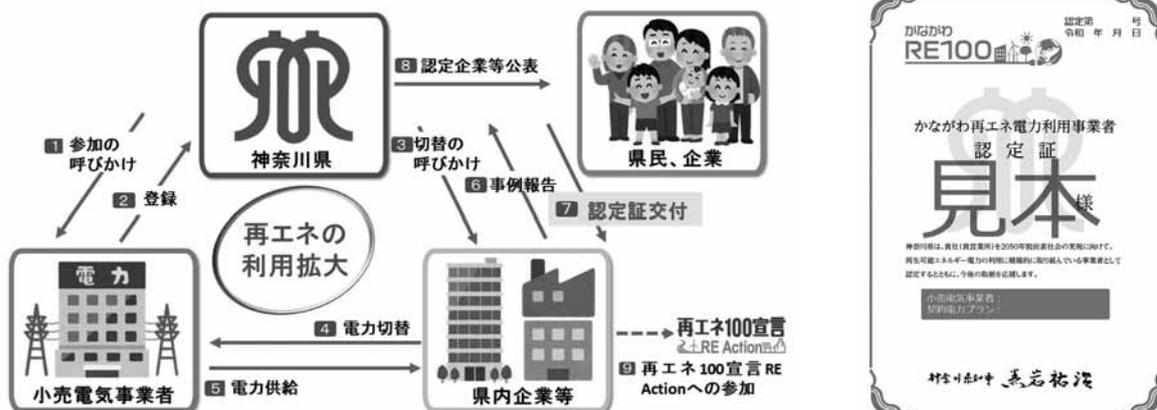
県内企業等における再生可能エネルギー電力 (太陽光・風力など発電時、二酸化炭素を排出しない電力のこと。以下「再エネ電力」という。) の利用拡大を促進するため、次の取組を進めています。

(1) かながわ再エネ電力利用応援プロジェクト

「かながわ再エネ電力利用応援プロジェクト」(以下「プロジェクト」という。) は、再エネ電力を供給する小売電気事業者と利用する県内企業等の両方を応援する取組です。

再エネ電力への切替を検討している県内企業等の皆様に、自社にあった再エネ電力プランを選択いただけるよう、県ホームページにて、本プロジェクトに参加している小売電気事業者の再エネ電力プランを紹介しています。「県内産の電気を使用」、「太陽光発電を含む電源を使用」等の各社プランの特色から、御興味・御関心のあるプランを選んでいただけます。

また、再エネ電力に切り替えた県内企業等の皆様には、地球温暖化対策に取り組んでいる企業として、「かながわ再エネ電力利用事業者認定証」を交付し、その取組を県ホームページで公表しています。



「かながわ再エネ電力利用応援プロジェクト」の概要

認定証 (見本)

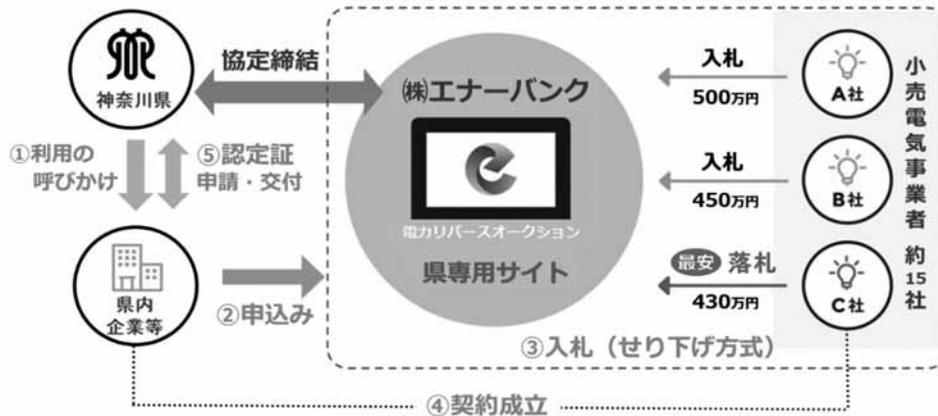
(2) かながわ再エネオークション

「かながわ再エネオークション」は、リバースオークション（せり下げ方式の入札）を活用し、再エネ電力を安く調達する仕組みです。

県ホームページにある県内企業等向け専用サイトからのお申込みにより、県と協定を締結している株式会社エナーバンクが実施するリバースオークションを利用できます。

申込み、オークションの利用に係る費用は無料で、最終的に、小売電気事業者と契約を結ばなくても、費用は発生しません。

また、再エネ電力に切り替えた後は、上記プロジェクトと同様、「かながわ再エネ電力利用事業者認定証」を交付します。



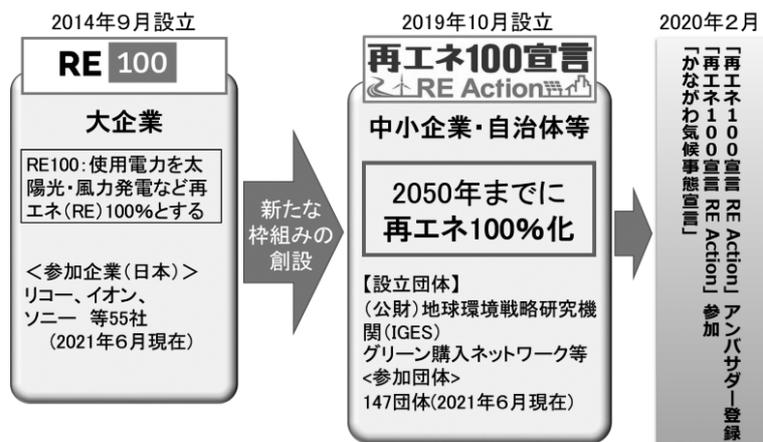
「かながわ再エネオークション」の概要

3 県の再エネ利用の取組

県は、中小企業や自治体が自ら使用する電力の再エネ100%化を目指す「再エネ100宣言 RE Action」の枠組みに参加し、全県有施設の使用電力を再エネ100%化する取組を進めています。

令和3年度は県環境科学センターで使用する電力を再エネ100%にしました。

今後、順次、他の県有施設にも利用を拡大していきます。



「2050年脱炭素社会の実現」のためには、再生可能エネルギーの利用拡大が不可欠です。県では、県内企業等の皆様に再エネ利用を進めていただくため、「かながわ再エネ電力利用応援プロジェクト」、「かながわ再エネオークション」の仕組みを御用意しています。

再エネ利用の御検討にこれらの仕組みを是非、御活用ください。

また、「再エネ100宣言 RE Action」への参加も併せて、御検討ください。

再生可能エネルギー100%達成 応援サイト **検索** 

再エネ100宣言 RE Action **検索** 

アスベストの飛散防止対策について

～ 神奈川県生活環境の保全等に関する条例の改正概要 ～

神奈川県環境農政局環境部大気水質課

1 はじめに

これまで、建築物の解体等に伴う石綿の飛散防止対策については、大気汚染防止法の規制と併せて、行政指導基準として平成18年4月に定めた「アスベスト除去工事に関する指導指針」により、石綿の飛散防止対策を実施してきました。

令和10年をピークに吹付け石綿等の除去等工事の増加が予想されていることから令和2年6月5日に改正された大気汚染防止法を踏まえ、令和3年3月30日に神奈川県生活環境の保全等に関する条例の一部を改正する条例（以下「条例」という。）を公布、令和3年10月1日から施行し、石綿の飛散防止対策を強化することとしました。

ここでは、令和3年10月1日から施行する条例の内容を中心に、改正概要を説明します。

2 大気汚染防止法の改正概要（全ての石綿を含有する建材が規制対象）

(1) 全ての石綿を含有する建材に規制を拡大

石綿含有成形板等（レベル3建材）についても、除去時の石綿の飛散が確認されたことから、吹付け石綿等（レベル1及び2の建材）に加えて、規制対象とされました（令和3年4月1日施行）。

(2) 事前調査結果の知事への報告を義務化

解体工事前に実施する建築物等の調査（石綿含有建材の使用の有無の把握）の信頼性を確保するため、一定規模以上の解体工事は、事前調査結果を知事に報告する制度が創設されました（令和4年4月1日施行）。

(3) 事前調査を行う者の資格要件を規定

事前調査の信頼性を確保するため、建築物石綿含有建材調査者等の資格者が事前調査を行うこととされました（令和5年10月1日施行）。

3 条例の改正概要（レベル1及び2の建材が規制対象）

(1) 定義

ア 吹付け石綿等（条例第2条第16号関係）

石綿に係る規定が適用される建築材料である吹付け石綿等については、「吹付け石綿」並びに「石綿を含有する断熱材、保温材及び耐火被覆材」と規定しました。

イ 石綿排出等作業（条例第2条第17号関係）

石綿排出等作業については、吹付け石綿等が使用されている建築物等を解体し、改造し、又は補修する作業のうち、その作業の場所から排出され、又は飛散する石綿が大気の汚染の原因となるものとして、次の作業を規定しました。

- 吹付け石綿等が使用されている建築物等を解体する作業
- 吹付け石綿等が使用されている建築物等を改造し、又は補修する作業

ウ 石綿排出等工事（条例第2条第18号関係）

石綿排出等工事については、石綿排出等作業を伴う建設工事と規定しました。

(2) 石綿排出等工事における石綿の飛散の防止

ア 管理体制の整備（条例第52条関係）

石綿排出等工事の元請業者又は自主施工者は、当該石綿排出等工事に係る石綿排出等作業に関する管理体制を整備し、当該管理体制図を作成しなければならないこととしました。

イ 住民等への周知（条例第52条の2関係）

石綿排出等工事の元請業者又は自主施工者は、当該石綿排出等工事に係る石綿排出等作業を開始する前に、当該石綿排出等工事の場所の周辺の地域の住民等に対し、周知しなければならないこととしました。

(ア) 周知方法

周辺の地域の住民等への周知方法については、掲示板を除き、説明会の開催、各戸の訪問、印刷物の配布等による方法としました。

(イ) 周知事項

周知事項については、石綿飛散防止対策に係るリスクコミュニケーションの観点から、石綿排出等工事の予定期間、石綿飛散防止措置の概要等としました。

ウ 大気中の石綿濃度等の測定（条例第52条の3関係）

予期せぬ箇所からの石綿漏えいを監視するため、負圧隔離養生を実施しなければならない石綿排出等工事の元請業者又は自主施工者は、吹付け石綿等の除去を行う場所の周辺において、大気中の石綿の濃度等を測定することとし、併せてその結果を記録し、3年間保存しなければならないこととしました。

(ア) 測定時期及び頻度

測定時期は、初めて吹付け石綿等の除去を行う日に当該除去の開始後速やかに行うこととしました。また、測定頻度は、吹付け石綿等の除去を行う期間において、7日を超えない期間につき1回以上実施することとしました。

(イ) 測定の方法

測定の方法は、知事が定める測定の方法として、別途告示する方法により行うこととしました。

エ 発注者への説明（条例第52条の4関係）

石綿排出等工事の元請業者は、当該石綿排出等工事の管理体制や周知に関する計画等を発注者へ説明しなければならないこととしました。

オ 石綿排出等作業に係る届出（条例第52条の5関係）

石綿排出等工事の発注者又は自主施工者は、石綿排出等作業の開始の日の14日前までに、管理体制、住民等への周知に関する計画、大気中の石綿濃度等の測定を行う場合にあってはその計画、大気汚染防法第18条の15第1項又は第4項の規定による調査の結果等を知事へ届出しなければならないこととしました。

なお、災害その他非常の事態の発生により石綿排出等作業を緊急に行う必要がある場合には、石綿排出等作業の開始の日の14日前までに限らず、速やかに提出することとしました。

カ 石綿排出等作業の完了の報告（条例第52条の6関係）

石綿排出等工事の発注者又は自主施工者は、石綿排出等作業が完了したときは、その日から起算して30日以内に、大気中の石綿の濃度等を測定した場合にあっては当該測定結果、作業の記録等を添付し、知事へ報告しなければならないこととしました。

キ 非常時の措置（条例第52条の7関係）

石綿排出等工事において石綿の飛散若しくはそのおそれが生じたときの措置として、元請業者又は自主施工者に対し、通報、応急措置及び措置命令に関する規定を創設しました。

(3) 石綿を含有する建築材料を使用する建築物の適正管理等

建築物等の所有者、管理者又は占有者は、当該建築物等から石綿の大気中への排出又は飛散を防止するために必要な措置を講ずるよう努めることを規定しました。

また、適正な管理が行われていない建築物等から石綿の飛散による環境汚染を確認した場合に、知事は、原因の調査等の措置を講ずることができるようにしました。

ア 石綿を含有する建築材料を使用する建築物の適正管理（条例第52条の8関係）

災害で倒壊した建築物等からの石綿の飛散を防止するため、建築物等の所有者、管理者又は占有者に対し、その建築物等の吹付け石綿等の使用状況の把握に努めることを規定しました。

イ 環境汚染を確認した場合の知事の措置等（条例第113条の3関係）

環境汚染の原因物質に石綿を追加し、漏えい監視の管理としての基準を石綿繊維数濃度1本/ℓとしました。

(4) その他

ア 罰則等（条例第110条の2及び条例第121条関係）

上記3(2)ア～カに違反している者又はそのおそれがある者に対し、知事は、必要な措置を講ずべきことを勧告できることとしました。また、当該勧告を受けた者が、正当な理由がなく当該勧告に従わなかったときは、知事がその旨を公表できることとしました。

一方、上記3(2)キによる命令に違反した者に対しては、6か月以下の懲役又は30万円以下の罰金に処することとしました。

イ 適用区域

この石綿に関する条例の規定は、神奈川県内の横浜市、川崎市及び横須賀市を除く、市町村の区域に適用されます。

（今後、改正内容に関する資料等を順次県のHPに掲載していく予定です。）

神奈川県生活環境の保全等に関する条例：<http://www.pref.kanagawa.jp/docs/pf7/cnt/f41093/index.html>

（また、改正後の大気汚染防止法及び条例に基づく主な石綿規制一覧は次ページのとおりです。）

大気汚染防止法及び条例に基づく主な石綿規制一覧

工事の流れ	石綿規制の内容	根 拠		主 体				対象建材		
		法	条 例	建物所有者等	元請業者	下請負人	自主施工者	レベル1	レベル2	石綿含有仕上塗材 レベル3
建築物使用中	吹付け石綿等が使用されているか把握するとともに、石綿の飛散防止措置を講ずるよう努める		52条の8	○				○		
解体工事等の発注時	事前調査に要する費用を適正に負担し、当該調査に協力する	18条の15		○				○	○	
	石綿含有建材の事前調査を実施する	18条の15			○		○	○	○	
	事前調査結果を発注者へ説明する	18条の15			○			○	○	
	事前調査結果を記録及び保存する	18条の15			○		○	○	○	
	事前調査結果を掲示する	18条の15			○		○	○	○	
	事前調査結果を知事へ報告する	18条の15			○		○	○	○	
作業前	作業の掲示、作業の計画等の作業基準を遵守する	18条の14			○	○	○	○	○	
	作業基準の遵守を妨げるおそれのある条件を付さないよう請負契約事項を配慮する	18条の16		○	○	○		○	○	
	下請負人が適切に作業を行えるよう作業方法等を説明する	18条の16			○	○		○	○	
	作業に関する管理体制を整備する		52条		○		○	○		
	周辺地域の住民等へ周知する		52条の2		○		○	○		
	作業の実施内容を知事へ届出する	18条の17		○			○	○		
	管理体制、周知計画等を発注者へ報告する		52条の4		○			○		
	管理体制、周知計画等を知事へ届出する		52条の5	○			○	○		
作業中	石綿含有建材の種類に応じた作業基準を遵守する	18条の14			○	○	○	○	○	
	事前調査結果の記録の写しを現場に備え置く	18条の15			○		○	○	○	
	除去を行う場所を他の場所から隔離し、集じん・排気装置を使用する等の措置を講ずる	18条の19			○	○	○	○		
	下請負人が適切に作業を行うよう指導に努める	18条の22			○			○	○	
	除去時に大気中の石綿濃度等を測定する		52条の3		○		○	○		
	石綿の飛散若しくはそのおそれが生じたときの措置として、知事への通報及び措置を実施する		52条の7		○		○	○		
作業後	作業結果を発注者へ報告する	18条の23			○			○	○	
	作業の記録を保存する	18条の23			○		○	○	○	
	作業完了後の報告を知事へ行う		52条の6	○			○	○		

レベル1：吹付け石綿 レベル2：石綿含有断熱材・保温材・耐火被覆材 レベル3：石綿含有成形板等

ポリ塩化ビフェニル廃棄物等の期限内 処理に向けて

神奈川県環境農政局環境部資源循環推進課

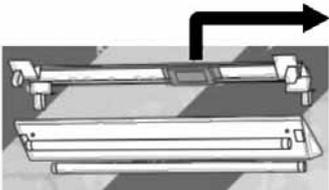
1 高濃度ポリ塩化ビフェニル（PCB）廃棄物の処分について

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（PCB特措法）により、PCB廃棄物について保管事業者は定められた期間内に必ず処分（自ら処分し、又は処分を他人に委託）しなければなりません。

特に、高濃度PCB廃棄物の処分期間については、令和4年3月31日及び令和5年3月31日までと終了が迫っていますので、事業者におかれましては、再度、高濃度PCBが使用された電気機器や製品、廃棄物を保有していないか事業所内を御確認いただくとともに、期間内の処分をお願いします。

処分期間内に処分できないと、改善命令の対象になるほか、改善命令に違反した場合は、三年以下の懲役若しくは千万円以下の罰金又は併科が処せられることがあります。

なお、使用中の変圧器・コンデンサー及び安定器等についても、処分期間内に使用を終え、廃棄・処分する必要があります。

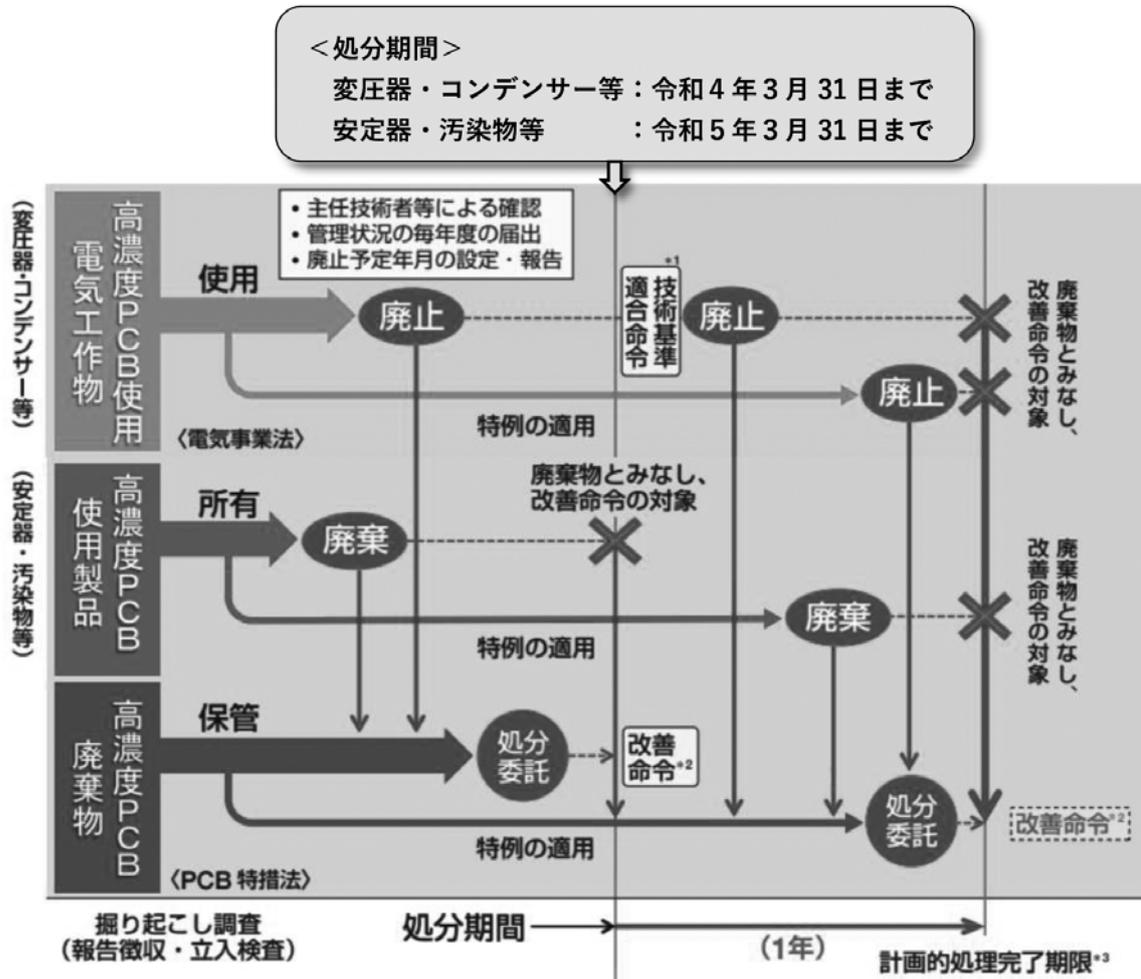
	PCB廃棄物の種類	処理施設	処分期間
高濃度	高圧変圧器等、高圧コンデンサー等、PCB油   高圧変圧器の例* 高圧コンデンサーの例*	JESCO 東京 PCB 廃棄物 処理施設	<u>令和4年3月31日</u> まで
	安定器、汚染物等（一部の小型電気機器を含む。）   蛍光灯安定器の例* 業務用蛍光灯の安定器	JESCO 北海道 PCB 廃棄物 処理施設	<u>令和5年3月31日</u> まで
低濃度	低濃度PCB廃棄物	無害化処理 認定施設等	令和9年3月31日 まで

* 環境省HP等から引用

中間貯蔵・環境安全事業株式会社

2 高濃度PCB廃棄物等の処分までの流れ

(環境省パンフレット「ポリ塩化ビフェニル (PCB) 使用製品及びPCB廃棄物の期限内処理に向けて」から引用)



- (* 1) 技術基準適合命令違反には三百万円以下の罰金が処せられます。
- (* 2) 改善命令違反には三年以下の懲役若しくは千万円以下の罰金又は併科が処せられます。
- (* 3) 処分期間の末日の1年後である特例処分期限日(計画的処理完了期限と同じ日)を適用する場合は、PCB特措法に基づき、確実に特例処分期限日までにJESCOに処分を委託することを約した契約書の写し等を保管の場所を管轄する都道府県及び政令市(以下、「都道府県市」という。)の長に届け出る必要があります。
 使用中の高濃度PCB使用製品についても同様に、これらを廃棄する見込み等について都道府県及び政令市の長に届け出る必要があります。

高濃度PCB廃棄物の処理について、まずはJESCOに登録を！

高濃度PCB廃棄物はJESCOが処理しています。JESCOに処分委託するには、あらかじめ「登録」が必要です。また、中小企業者等については、JESCOでの処分費用及び収集運搬費用は軽減制度の対象となりますので、詳しくはJESCO登録担当(03-5765-1935)にお問合せいただくか又はJESCOのホームページ(<http://www.jesconet.co.jp/index.html>)を御覧ください。

非自家用電気工作物や試薬等についても御確認ください！

自家用電気工作物や照明器具安定器のほか、非自家用電気工作物(X線発生装置、溶接機、昇降機制御盤等)や試薬等において高濃度PCB廃棄物が発見される事例が発生しています。これらについては、各業界団体のホームページ又は直接メーカー等へお問い合わせください。

フロンの適正管理

(一財) 日本冷媒・環境保全機構

一般財団法人日本冷媒・環境保全機構は冷凍空調機器からの冷媒フロン類 (CFC、HCFC、HFC) の大気放出抑制、使用の合理化及び管理の適正化に係わる事業の推進を、関係事業者との連携及び行政当局との協調のもとで実施しています。

なお私ども事業の一環として、2015年に施行されたフロン排出抑制法の遵守ツール「RaMS」をクラウドにて提供しております。「RaMS」には主務大臣から認可された「情報処理センター」機能を含んでおり、書面によらない一元管理とデータ解析によるDX推進ができます。

20世紀最大の発明と言われるフロン冷媒 (CFC、HCFC) はコストとその安全性から、爆発的に普及をしました。しかし、1970年代にオゾン層を破壊する物質として世界的な大問題となり生産の規制が始まりましたことをご記憶にあると思います。

特定フロン (CFC、HCFC) 冷媒に代わるものとして代替フロン (以下：HFC) が開発され、オゾン層保護には寄与することが出来ました。ところがHFCには、地球温暖化をもたらすという、次なる問題がありました。「代替」という言葉からフロン対策がもう終わったものと考えられました。HFCの地球温暖化係数 (GWP) は非常に高く、CO₂と同じ質量で、よく使われる冷媒では約2,000倍から4,000倍ともなります。特殊な低温系の冷媒では10,000倍以上となります。

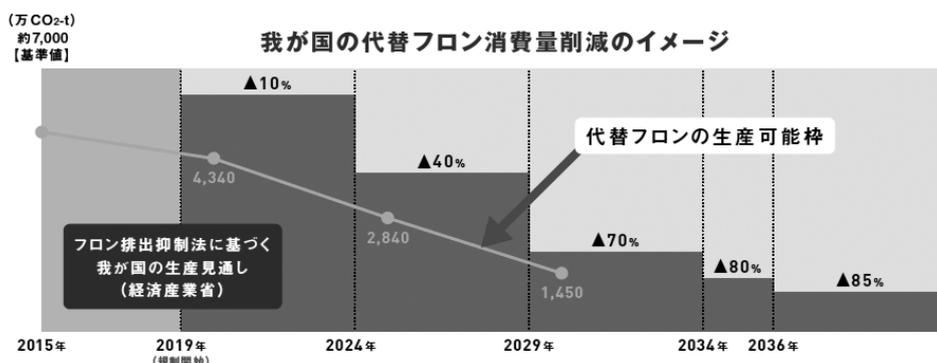
フロン排出抑制法排出は2015年に「フロン回収・破壊法」が改正され、機器所有者に対して機器使用時における新規の判断基準 (守るべき基準) が追加されました。さらに、同法は2020年にさらに改正され、直接罰が追加されることになりました。

- 1 機器の点検 (簡易点検・定期点検)
- 2 点検整備記録簿の作成・記載・保存
- 3 算定漏えい量の報告 (1,000 t-CO₂以上ある場合)
- 4 機器廃棄時に行程管理制度を遵守する (行程管理票記票・保存) ...フロン回収・破壊法から引き続き

冷媒の生産規制は特定フロンであるR22は2019年1月から新規の生産が禁止となりました。

代替フロンの2024年問題

2024年、代替フロンの生産可能枠が実質6割減に!



R22もまだまだ世の中で多く使われている冷媒です。生産ができないので、現在は回収したR22を精製して再利用しています。そして、モントリオール議定書・キガリ改正によりHFCの生産削減が我が国を含む先進国において2019年より開始されました。これは殆どの方が認知していないとても大きな問題です。2036年には、2015年の15%しか生産ができなくなります。そして、現在も生産削減が段階的に進行しております。このまま機器を整備しないで冷媒を漏えいし続けたり、機器廃棄時に冷媒を回収しないまましていると、2024年頃には生産が60%削減となるので確実に新規の製品の生産はもとより、整備時の補充冷媒にも逼迫が及ぶことになるでしょう。

冷凍空調機器は我々の社会生活を維持するためにはなくてはならないものです、食品関連のワールドチェーンでは冷媒が不可欠であり、その供給不足は大きな問題となります。新たなHFCに代わる新冷媒が開発されると思いがちですが、コスト・安全性などでHFCに代わる冷媒の開発は時間が掛かり、しばらくはHFCを使い続けるしかありません。

また、一部の用途ではCO₂を冷媒として使用できますが、すべての機器には使えません。

さらに、新規の冷媒が開発できたとしても、その冷媒を今ある機器にそのままドロップイン（入替）はできません、機器の買い換えが必要となります。従って、この冷媒問題の危機を乗り越えて事業を継続するためには、フロン排出抑制法の遵守による冷媒漏えい対策が必至となります。

具体的な方法としては、機器所有者として所有機器の管理・整備を、法律の求めていることに立ち返り、機器の点検（3か月に1回の簡易点検・1年もしくは3年に1回の定期点検）の実施を行うことがフロン漏えい対策、引いてはフロン補充の減少につながるのではないのでしょうか。

機器台数を多く所有している企業様には、法令遵守と機器の棚卸作業はとても煩雑な作業です。弊機構で提供しております冷媒管理システム「RaMS」をご利用いただきますと、簡易点検の記録（3か月に1回）、整備・定期点検の記録など点検記録の保存が同時に行われます。少ないリソースで経営に生かすためのデータ解析と法令遵守の履行ができます。さらに「RaMS」はそのデータから経営に役立つデータをエクセル形式で無料にて表示されます。また、「RaMS」には経済産業省と環境省から認可された情報処理センター（法第76条～第85条）機能も含まれております。今、求められているデジタル化を促進するシステムとして、ペーパーレス・法令遵守・業務効率アップなど、ご利用企業様には大きなメリットを提供出来ます。

改正法以後、神奈川県でも立ち入り検査を実施しており、「勧告」が出された事業者が出ている情報もございます。

フロン排出抑制法の遵守は、機器所有者の義務でありますので神奈川県環境保全協議会会員企業の皆様には今まで以上に所有機器の管理に勤めて頂けます様お願い申し上げます。

お問合せ先：（一財）日本冷媒・環境保全機構
企画・調査部 山本 隆幸
電話番号：03-5733-5311
メールアドレス：yamamoto@jreco.or.jp



事務局からのお知らせ



2020年度の協議会事業を振り返りますと、新型コロナウイルス感染拡大防止対策に取り組むために、当初計画に沿った事業展開ができませんでした。特に、研修会事業は、法令動向をはじめとする様々な情報提供の場として役割を担ってきたところですが、緊急事態宣言の発出を受けて開催を見合わせた研修会があったほか、開催ができても予定参加人員が集まらないこともあり、大きく影響を受けました。

この研修会収入は、当協議会運営費としても重要な収入源で、決算において大きな赤字になることも想定していたところですが、国の「持続化給付金制度」に則って手続きしたところ、研修会収入減を補填するための給付金の交付を受けられました。

決算の状況につきましては、総会議案書の決算報告にお示ししたとおりで、5月24日（月）に開催した「第9回定時総会」の第1号議案「2020年度事業報告及び決算報告」で、賛成多数によるご承認をいただいたところです（総会の開催結果についてはP6及びP7に掲載していますのでご参照ください）。

2021年度も新型コロナ収束の兆しはみられず、引き続き感染防止対策への取組が求められている中、年度末に開催した理事会では、新年度事業計画の策定に際して、コロナ禍においても会員の皆様への情報提供をしっかりと行うことができるように事業の推進方法を一部見直した計画を策定したところです。

ここで、見直しの内容について、皆様にお知らせすることにしました。

■ 研修会事業の開催方法の見直し等による情報提供の充実 ■

1 研修会の開催区分を見直しました

これまで、皆様の研修ニーズに広くお応えできるように、受講対象者、開催目的などに応じて、様々なテーマの研修会を企画運営してきましたが、コロナ禍の中という特段の事情を考慮して、開催区分を見直して、集約開催することにしました。

新たな研修会区分は、「ISO内部監査員養成研修会」、「環境実務担当者新任研修会」及び「環境保全研修会」の3つの区分での開催としました。従前より開催してきた「視察研修会」、「女性担当者研修会」及び「経営層セミナー」は、前述の環境保全研修会に内容を集約して開催することにしました。

また、「視察研修会」などでは、「模範的な取組事例提供」という重要な役割を担ってきたところですが、研修受け入れ先の事業所における感染防止対策にも配慮が必要なことから、当分の間、開催を見合わせることにしました。

なお、研修目的とする「取組事例紹介」や「最新技術紹介」などについては、事務局において関連情報を収集、整理してホームページなどで提供することで替えることにしました。

2 研修会の開催方法を見直しました

コロナ禍では、研修会参加者のみならず講師の皆様の感染防止への配慮も必要になります。また、一方では、会員事業所の多くが、不要不急の外出制限を求めている状況も見受けられます。

そこで、新年度の研修会は、会場に向くことなく受講ができること、又は受講と同等の情報

入手が可能となる開催方法といたします。例えば、「オンライン研修会の開催」や「音声解説入りの研修会資料の提供」など、従来の会場参加型の方式との組み合わせた開催とするよう見直しました。

なお、前年度に開催した「環境保全研修会」では、講義内容を動画を配信し、また、「環境保全担当者新任研修会」では音声解説入り研修資料の提供も行ったところです。

■ 研修会事業以外の情報提供を充実するための見直し ■

1 多様な情報を提供します

協議会では、これまで、行政から提供される法令改正動向や最新の技術情報などを提供してまいりましたが、今後は、更に、会員事業所の模範事例など、会員事業所の環境保全の取組紹介、最新の技術情報の紹介、また、会員相互の情報交換の場としての役割を担ってまいります。

2 情報提供はホームページにより効率的に行います

皆様への情報提供は、リニューアルしたホームページ（2021年2月から運用開始）により行います。ホームページに情報を掲載した際には、事前に登録していただいているメールにその旨を連絡して補完することとしています。メール登録は、既にお済みの皆様も多いかとは思いますが、未登録の場合は登録をお願いします。

また、複数の方の登録も可能ですので、追加登録の旨をメールにてご連絡をお願いします。

3 会員の皆様にはより有用な情報を提供します

協議会会員の皆様には加入メリットを享受していただくことができるように、特に一般とは区分した情報を提供します。この情報は「会員専用ページ」から行います（IDとパスワードは従来どおりです。）。

前年度には試行的に、YouTubeによる動画配信などを行ったところです。

4 出前講座への講師派遣の相談にも応じます

出前講座として、講師派遣要請にもお応えしています。これまでも「ISO内部監査員養成研修会」や「従業員向けの環境保全研修会」など、多くの派遣実績があります。コロナ対策として、リモートによる研修会の実施についても実績がありますので、お気軽にご相談ください。





わがお国自慢 ～静岡県・富士市編～



富士市の自慢は、まずは富士山。富士市/町などと市町名に余計な単語が見つからないのだから、その富士山の本家の市だと自負している。

富士山の眺めも、私には子供のころから見ていた実家近くの高台から見た姿が良い。右手前（東側）に愛鷹山を従えながら、左右の稜線をすそ野まで下ろしずっとそびえる。右側上から三分の一あたりには宝永山が突き出ているのも良い。目前に乱立する製紙工場の煙突は無粋だ。三保の松原（静岡市清水区）、大瀬崎（沼津市）や神奈川県など他エリアからの眺めも良いが、周りに何も無い平地から立ち上がっているように見える富士山はここからしか見られない。



GoogleMapより

また遙か昔、山辺赤人に「田子の浦ゆ～」と詠われた田子の浦も、昭和30年中頃には港として整備された。経済発展に伴い盛隆を極めた製紙業の影響で、40年頃にはヘドロ・ばい塵・悪臭等々、公害の町として全国的にも有名になってしまった。余談だが、映画『ゴジラ対ヘドラ』（昭和46年公開。視聴される方は低予算映画であることを了解した上で）の舞台にもなった。実在の都市や特別なランドマークもない町にゴジラが登場した作品は他にはなく、少なくともゴジラファンに対しては自慢できそうだ。

子供のころの公害の思い出は、田子の浦港に浮かぶスフレ状の薄茶色の塊に小石を投げると、「ボスッ」と音がして穴が開いた感覚、ばい塵で車や洗濯ものが白く汚れたことや紙の原料であるチップ置き場の近くを通ると目が痛くなった独特な刺激臭、等々。

この「公害の町」も長い年月をかけた市民・企業の努力で見事に改善され、田子の浦の港も今では、生シラスが食べられる穴場スポットとして全国ネットのグルメ番組等でも取り上げられるようになった。



富士山をバックに走る7000形電車
(吉原駅 - ジヤトコ前駅間 2021年2月)

出典：ウィキペディア(Wikipedia)：フリー百科事典

静岡は東西交通の要所でもある。私の実家は、旧東海道の最初の吉原宿があった「元吉原」と呼ばれる地区で、旧東海道沿いにある。普段は閑散としたこの道も年に三日間、日本三大だるま市のひとつ「毘沙門天大祭だるま市」では大勢の人で溢れ返る。

元気のなかった製紙業も最近では新素材セルロースナノファイバー(CNF)などの明るい兆しがある。また鉄ちゃんには知られていた唯一の私鉄「岳南鉄道」も廃線の危機を脱し、工業地帯を抜ける鉄道としてメディアに取り上げられていた。

静岡県は、特に東部伊豆地方（富士市から伊豆にかけてエリア）は温暖な気候なこともあり、のんびりした人が多いように感じる。だもんで、コロナ明けで疲れてしまったら、田子の月もなかと静岡茶を飲みながら、富士山のある風景や岳南鉄道で、まったりするのもいいら。

(記 賛助会員 掛橋俊彦氏)

広報委員会

委員長	ソニーグループ(株)厚木テクノロジーセンター	委員	(株)日立製作所ITプロダクツ統括本部
副委員長	市光工業(株)伊勢原製造所	委員	三菱ケミカルハイテクニカ(株)小田原テクノセンター
委員	富士フィルム(株)材料生産本部	委員	J X 金属(株)倉見工場
委員	(株)オカムラ追浜事業所		

✉ 事務局だより ✉

昨年から続くコロナ禍で、会員の皆様に以前のような技術支援、情報提供が出来ていない状況が続いております。そんな中であって、当会報誌は年1回お手元に直接届けている唯一の情報媒体となります。是非、協議会の活動状況や環境関連の情報収集先の一つとしてご活用いただければ幸いです。なお、今回の表紙写真ですが、前日東化工(株)の毎田正雄氏撮影の「初夏の円覚寺」です。初夏らしい爽やかな風景となっています。暑さが増してくる時期になりますので、皆様どうかコロナ対策と熱中症対策には十分気をつけてお過ごしください。

会報 しんかんきょう145号

発行年月日	2021年6月
発行人兼	公益社団法人神奈川県環境保全協議会
編集責任者	会長 久松 太久司 横浜市中区日本大通1 (神奈川県環境農政局内) 電話 (045) 210 - 8727 ホームページ: http://www.shinkankyou.or.jp
編集協力 製作・印刷	(株)さんこうどう(https://www.sankodo.net) 電話 (0466)27 - 2511



この度、神奈川県環境保全協議会公式ホームページのリニューアルを弊社で担当いたしました。

ホームページプロジェクト



= わが社の経営理念 =
わたしたちは、
人間くさいコミュニケーションと
最先端の英智を活かし
お客さまがサイバー社会で
快適に過ごせるように
貢献します。

= 2021年 ホームページ活用プロジェクト =

= 2021年からのHP活用例 =

ホームページリニューアル

- ✓ スマホ対応
- ✓ 自社で更新
- ✓ 専用ソフトウェア必要なし
- ✓ 写真のリサイズ必要なし
- ✓ PDF、エクセル、ワード、PPT
- ファイルアップロード可能

1式 35万円～

HP更新代行

ホームページの更新作業を代行いたします。御社のホームページ担当者としてご活用ください。

10分 1,000円

HP&メールサーバーサービス

- ✓ WordPress利用
- ✓ 容量&メール無制限
- ✓ 電話対応OK

1カ月 10,000円

ホームページで
SDGsへの取り組みを掲載



ホームページで
CSR活動を掲載



YouTube開設

- ✓ YouTubeチャンネル開設
- ✓ アカウント取得
- ✓ チャンネル初期設定

1式 35,000円

Facebook開設

- ✓ Facebookアカウント取得
- ✓ Facebookページ開設
- ✓ 初期設定

1式 35,000円

instagram開設

- ✓ アカウント取得
- ✓ ページ開設
- ✓ 初期設定

1式 35,000円

動画の撮影

- ✓ 簡単な打合せ
- ✓ カメラ、マイク、照明あり
- ✓ 編集なし
- ✓ MP4形式ファイルで納品
- ✓ ロケハンが必要な場合があります

4時間 35,000円

動画編集

- ✓ ログ挿入
- ✓ テロップ挿入
- ✓ PPTのスライド差込
- ✓ BGM
- ✓ 画像、BGMは別途費用が発生する場合があります

1時間 6,000円

ご相談 おすすめ

- ✓ ホームページに関すること
- ✓ SNSのビジネス活用
- ✓ 動画の企画・撮影・活用
- ✓ ショッピングサイト開設
- ✓ インターネットのビジネス活用など

お気軽に
どうぞ! 0円

QRコードでホームページをPR



やさしくデジタル
株式会社 コンピュータ リブ

〒101-0051 東京都千代田区
神田神保町2-12-14 三宅ビル3F-A
TEL.03-3556-1477

わたしたちの環境保全活動

油や化学物質の漏洩事故を未然に防ぎ、有事の際は必要となる対策資材を迅速にお届けする。
環境保全に全力で取り組み、お客様の活動をサポートする。

エーシー ACライト®

路面の油、水、その他の液体吸着材



交通事故等で路面に流出した
有害液体の拡散防止と回収に

- 路面凹部の油も吸着
- 散布しても車、自転車などのスリップは増えません。

スミレイ®

油だけ吸着する浮遊活性炭化物



スミレイオイルフェンス

- 小型軽量 少人数で設置できます。

スミレイオイルマット

- 水を吸わず、油だけを強力に吸い込みます。

流れが速いなら

パフィン®フラッグマット

多くの油を吸った後でも水面下に潜りにくい「自動屈曲構造」です。
また 流れる方向に長く(約1m) 水面を覆い、いったん水中に落ち
こんだ油も再浮上したところで吸着回収します。数ある展開タイプの
オイルマットの中でも最高レベルの吸着性能です。(特許 5026321号)



puff-in Flag Mat



ここがポイント!!
「自動屈曲構造」なんです。ベルト部でマットが折り返し2重になるんです。
だから浮力が増す!! 沈まないんです!!

スミレイ・オイルフェンス 11002

(吸着型オイルフェンス:Φ11.0cm×2m)



コンパクトなサイズですので、
場所を取りません。

例: 11002 (4本)



ここが一押しです!!
とにかく「軽量」「接続が簡単」なんです。
だから「初期対応」の基本、素早い対応、拡散の防止と漏油回収ができるんです!!

谷口商会株式会社

TEL: 086-296-5906 FAX: 086-296-6507

谷口商会



<https://www.taniguti.co.jp/>
E-mail info@taniguti.co.jp

